

議案第 5 号

我孫子市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

健康保険法施行令の一部改正を踏まえ、出産育児一時金の支給額を引き上げるため提案するものです。

我孫子市国民健康保険条例の一部を改正する条例

我孫子市国民健康保険条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>50万円</u> を支給する。 2 略	(出産育児一時金) 第6条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>42万円</u> を支給する。 2 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。